

件名	愛媛県家畜種付手数料条例の一部を改正する条例
主管課	畜産課
根拠法令等	家畜改良増殖法(昭和25年5月27日制定)第11条の2、第16条

【改正の概要】

牛の受精卵移植に係る手数料の追加等による一部改正

愛媛県家畜種付等手数料条例

(手数料の徴収)

第1条 県の機関において行う家畜の種付等に対しては、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。

(定義)

第2条

3 この条例において「種付等」とは、精液の配布及び注入、自然交配並びに受精卵移植をいう。

(手数料の額)

第3条 手数料は、次に掲げる金額をこえない範囲内において知事が定める額とする。

畜種	自然交配料	受精卵移植料	
乳牛	1,320円	1回につき	9,410円
和牛		1回につき	9,410円
省略			
豚			
省略			

(手数料の納付)

第4条 種付等の申請者は、種付等と同時に前条の手数料を納付しなければならない。

(自然交配料を徴収しない場合)

第5条 自然交配により受胎しないため、当該自然交配後90日以内に再び自然交配をした場合における自然交配料は、徴収しない。

(産仔報告の義務)

第7条 種付等を受けた家畜の所有者は、その種付等により仔畜が生産されたときは、1箇月以内に種付等を行った当該県の機関を經由してその旨を知事に報告しなければならない。

施行日	平成27年4月1日
-----	-----------

【その他参考事項】

受精卵移植(牛)は、優良な雌牛から受精卵を採取し、別の雌牛に移植することであり、一般的に黒毛和種(肉牛)の受精卵をホルスタイン種(乳牛)に移植して、乳牛から黒毛和種の子牛を生産している。

近年、乳価低迷等による酪農家の副収入源(肉牛生産)として、受精卵移植の要望が高まっているが、民間等の人工授精師だけでは対応に限りがあることから、県の機関も加えた県下の受精卵移植体制を整備する。